

# 上尾市土曜日共同保育に 関するガイドライン

初版

上尾市 保育課

# 目次

1. 目的 .....	3
2. 用語の定義 .....	3
3. 手続き .....	3
(1) 施設間での協議.....	3
(2) 市との事前協議.....	3
(3) 運営規定・重要事項説明書の変更.....	4
(4) 保護者同意 .....	4
①土曜日共同保育開始時.....	4
②途中入所児童 .....	4
(5) 変更・終了時 .....	4
4. 給付 .....	4
(1) 土曜閉所減算 .....	4
(2) 土曜日共同保育の取り扱い.....	4
5. 保育上の注意点 .....	5
(1) 保育士配置 .....	5
①慣れ保育期間 .....	5
②通常時 .....	5
③配慮の必要な子どもや加配が必要な子どもがいる場合.....	5
(2) 送迎バスの利用.....	6
(3) アレルギー児の対応.....	6
(4) 費用徴収 .....	6
改訂履歴 .....	7

## 1. 目的

本ガイドラインは、上尾市における認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）において、保育所等の利用者が少ない土曜日に、複数の施設のこどもを1ヶ所の保育所等で保育する土曜日共同保育の実施について、保育の質を確保しながら安心・安全に行うために、手続きや保育上の留意点等について、基本的な考え方を定めるものです。

## 2. 用語の定義

用語	定義
土曜日共同保育	保育所等の利用者が少ない土曜日に、複数の施設のこどもを1ヶ所の保育所等で保育すること
実施施設	土曜日共同保育を依頼施設から依頼されて実施する施設
依頼施設	実施施設へ土曜日共同保育の実施を依頼する施設

## 3. 手続き

### (1) 施設間での協議

土曜日共同保育の実施に際し、依頼施設と実施施設で下記を参考に、土曜日共同保育の実施内容を書面で取り決めてください。協定書のサンプルを保育課 HP に公開しておりますので、よろしければご活用ください。

- 実施日時 : 土曜日共同保育を実施する日、時間
- 緊急連絡体制 : 事故発生時やこどもが体調を崩したとき等の連絡体制
- 責任体制 : 事故が起きた際に、誰が責任を負うのか
- 費用負担 : 土曜日共同保育の実施に必要な経費は誰が負担するのか
- 職員配置 : 土曜日共同保育の実施日の職員配置

### (2) 市との事前協議

依頼施設と実施施設との間で土曜日共同保育の実施方法に関する取り決めをしながら、所定の様式で市に事前協議を行ってください。事前協議は、土曜日共同保育を開始しようとする日の属する月の前々月の末日までに行ってください。

### **(3) 運営規定・重要事項説明書の変更**

市との事前協議で土曜日共同保育の実施に問題がないと判断された場合、実施施設・依頼施設の双方で運営規定と重要事項説明書の内容を変更してください。この際、認可変更・確認事項変更を行ってください。

### **(4) 保護者同意**

#### **①土曜日共同保育開始時**

新たに土曜日共同保育を開始する実施施設と依頼施設は、在籍する全てのこどもの保護者に対し、土曜日共同保育の実施について説明し、書面で同意を得てください。

※実施施設・依頼施設の双方において、全員の保護者から同意が得られない場合は、土曜日共同保育を行うことはできません。

#### **②途中入所児童**

年度途中で入所したこどもがいる場合、その保護者からも書面で同意を得てください。

※年度途中で入所したこどもの保護者から同意が得られない場合も、土曜日共同保育を実施することはできません。

### **(5) 変更・終了時**

土曜日共同保育の実施施設・依頼施設に変更が生じた場合や、土曜日共同保育の取り決め内容を変更した場合等、土曜日共同保育の実施方法を変更した場合は、改めて市に協議をしてください。土曜日共同保育を終了する場合も同様に市に協議をしてください。土曜日共同保育の実施方法の変更時、土曜日共同保育の終了時にも運営規定及び重要事項説明書の内容を変更し、認可変更・確認事項変更を行ってください。

## **4. 給付**

### **(1) 土曜閉所減算**

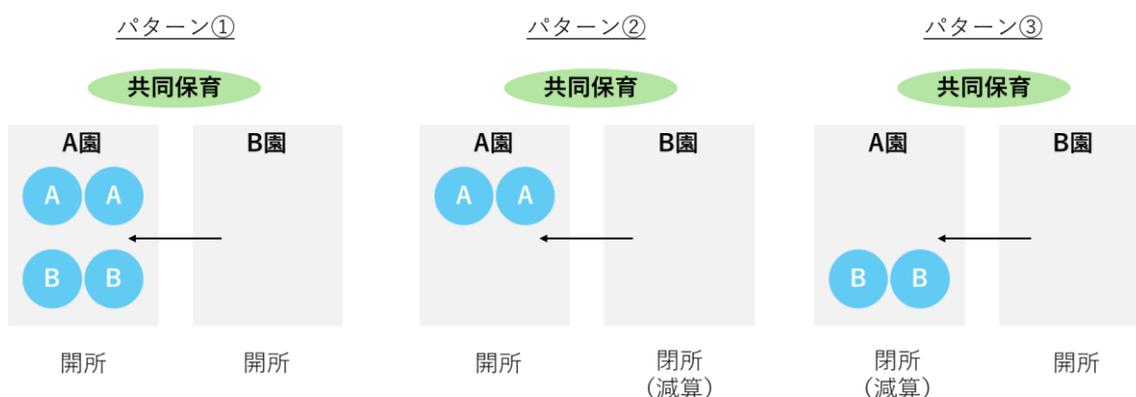
保育所等が土曜日に保育を提供しない場合には、給付費の減額調整が行われます。

### **(2) 土曜日共同保育の取り扱い**

保育所等が土曜日共同保育を実施した場合、公定価格の減額は行われません。減算の考え方は、どこの保育所に在籍するこどもが保育を受けているかに基づきます。

下記の例をご覧ください。パターン①では、A園のこどももB園のこどもも保育を受けています。この場合、B園が実際には閉所していても給付の計算上は開所している扱いとなり、減算されません。結果、A園・B園ともに減算されません。パターン②では、A園でA

園のこどものみ保育を受けています。この場合、A園は減算されず、こどもを預かっていないB園のみが減算されます。パターン③では、A園でB園のこどものみを保育しています。この場合、A園のこどもは保育を受けていないため、給付の計算上、A園は閉所扱いとなり、減算されます。一方、B園のこどもはA園で保育を受けているため、実際にはB園は閉所していても給付の計算上は開所扱いとなり、減算されません。結果、A園は減算され、B園は減算されません。



(例) A園とB園の土曜日共同保育をA園で実施する場合

## 5. 保育上の注意点

### (1) 保育士配置

#### ①慣れ保育期間

新たに土曜日共同保育を行うこととなったこどもがいる場合、1ヶ月程度は依頼施設の保育士も実施施設において保育を行うことが望ましいです。慣れ保育期間の保育士配置について、実施施設と依頼施設の間で事前に書面で取り決めてください。

#### ②通常時

配置要件を満たしていれば、実施施設と依頼施設のどちらの保育士が保育を行っても構いません。

#### ③配慮が必要なこどもや加配が必要なこどもがいる場合

配慮が必要なこどもや加配が必要なこどもがいる場合は、そのこどもの所属する保育所の保育士が実施施設において保育を行うことが望ましいです。

## **(2) 送迎バスの利用**

各依頼施設から実施施設へこどもの送迎を行う場合、市へ事前に申請した上で、安全装置を設置したバスで行ってください。なお、送迎用バスの安全装置の設置は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）に定められております。

## **(3) アレルギー児の対応**

アレルギー食品の内容や依頼施設での給食の対応等、アレルギー児の対応に必要な情報は、依頼施設から実施施設へ適切に共有してください。普段保育をしていないこどもの対応となるため、普段以上に注意を払ってください。

## **(4) 費用徴収**

土曜日共同保育の実施にあたり追加でかかる費用の保護者からの徴収は一切できません。

